

前回の議論を踏まえた論点整理（オンサイト利用）

平成 25 年 3 月 26 日

総務省政策統括官室（統計基準担当）

前回（平成 24 年 12 月 19 日）の研究会での主な意見と今後の方向性について、以下のとおり整理を行った。

（オンサイト利用の意義・利点）

- オンサイト利用については、セキュリティの確保を前提に、調査実施者と利用者の双方にメリットがあるような使い方を目指すべき。（廣松座長）
- 調査票情報の利用手続の簡素化と利便性の向上に資するため、オンサイト利用施設内では探索型の利用ができるようにし、成果物について個人情報漏れることがないかを厳格にチェックする方向で「統計法第 33 条の運用に関するガイドライン」（平成 20 年 12 月 24 日総務省政策統括官（統計基準担当）決定。以下「ガイドライン」という。）を改正することを検討。
また、その際、複数の統計調査に係る調査票情報のリンケージデータの活用や分析用プログラムの共有等の研究手法の高度化・効率化の方法についても、併せて検討。

（施設の設置に当たって整理すべき点）

- オンサイト利用施設が広がっていく際、地理的な条件や利用者の条件について、公平性の観点から踏み込んだ議論が必要ではないか。（玄田委員）
- 何らかの形で大学等の公的機関との協力は不可欠。特に地方にある大学等の公的機関との協力や契約が必要と思われる。（廣松座長）
- 公平性という観点では、手を挙げた機関は全部採択するというのも一つの方法。基本的には、利用者が多くいると思われる大学等が希望し、立候補した場合には拒否せず認めるという方がいいのではないかと。また、昔のいわゆる大型計算機センターを活用するのも一つの方法（この場合、利用料金を取ることを認めることが必要。）。現在でも各大学で施設・設備を有しており、一部屋でも利用できればオンサイト利用施設として運用できるため、基準をきちんと整備すれば公平性の観点からも割と機能するのではないかと。（安田委員）
- 施設利用料の徴収については、認める方向で考えて良いのではないかと。また、既にデータを管理・利用するための施設があれば、それを活用することが効率的ではないかと。（廣松座長）
- 利用機会の公平性を確保するため、オンサイト利用施設の地方拠点を設置することが必要であり、地方の大学等との連携が必要。また、ある時点で急に現行の運用を凍結させることは適切ではないが、情報漏えい対策の観点からは、地方拠点の整備状況に併せて徐々にオンサイト利用施設での利用にシフトさせるといった措置が必要。
- 施設利用料については、アメリカ・カナダなどの考え方を参考としつつ、日本における基本的な考え方を議論すべき。

(現行の運用における利用実態の把握)

- 議論の前提として、利用実態の把握は大変重要。(廣松座長)
- 今後、統計法第 33 条に基づく調査票情報の利用実態について、各府省と情報共有を進める。

(運用主体・運用形態に関する共通基準の設定)

- 今後、施設を立ち上げることを考える場合、運用主体や運用形態について、各府省共通の基準を設けていただけるとありがたい。利用者側・提供者側の双方にとって有益であるという印象。(樫委員)
- 運用主体や運用形態について、アメリカ・カナダなどの考え方を参考としつつ、日本における基本的な考え方を議論すべき。研究会での議論の結果を踏まえ、ガイドラインの改正や各府省共同での方針の申合せなどの方法で対応する方向で検討。

(承認の統一基準)

- 現行制度では、各統計調査の実施者ごとに承認を受けることとされているが、ガイドライン等により基準の統一化を図った方が良いのではないか。(安田委員)
- 基本的審査基準については現行のガイドラインに記載があるものの、さらなる具体化について要検討。また、アメリカ・カナダなどの現状を参考としつつ、成果物の事後チェックの方法についても議論を深める必要(様々な統計調査ごとの特性に精通した者によるチェックが必要であり、現実的には、現行の運用と同様、調査実施者による審査が必要ではないか。)

(オンサイト利用施設管理者の位置付け)

- オンサイト利用施設において問題が発生した場合の施設側の管理責任について、ペナルティを含め、踏み込んだ形で議論する必要があるのではないか。また、現行制度では利用者でない限りはオンサイト利用施設の管理者であっても調査票情報を利用できないため、この点についても整理が必要。(安田委員)
- 一橋大学での試行運用においては施設管理者を 33 条の申請者(個々の利用の共同研究者)として取り扱っているが、施設管理者の位置付けを明確にした上で、施設管理者側の管理責任等について検討。

(利用目的が拡大された場合の対応)

- 将来的に二次的利用の利用目的が拡大された場合、大学等の学術研究機関に設置された場合でも学術研究以外の目的に開かれるということが必要ではないか。(縣委員)
- 大学も社会的貢献が求められており、利用目的の拡大があった場合に利用の門戸を広げることは大学側の方針にも沿ったものと言えるのではないか。(廣松座長)
- 今後利用目的が拡大された場合、要検討。

(その他：プログラム送付集計型)

- 以前プログラム送付集計型の研究をしたことがあるが、利用者の技能不足が原因で送付されたプログラムが動かないことが多かった。プログラム送付集計型を採用する場合、事前研修も含めた利用者の訓練を行うことが必須。(安田委員)
- 発展的・応用的な課題として、今後も引き続き検討。